

第 90 号 議 案

令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について

令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金について、次のとおり処分するものとする。

令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	392,834,309	900,611,876	699,613,392
議会の議決による処分額	0	0	37,533,465
補てん財源に充当	0	0	37,533,465
処分後残高	392,834,309	900,611,876	(繰越利益剰余金) 662,079,927

令 和 6 年 9 月 9 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

令和 5 年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。